

【デジタル簡易無線局の移動範囲等】

	区分	周波数帯	空中線電力	周波数割当 計画上の分配	移動範囲等	海上での運用		
						地上～ 船舶間	船舶～ 船舶間	船舶内
改正前	150MHz帯 (デジタル免許局)	154.44375MHz-154.6125MHz (6.25kHz間隔)	5W	陸上(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
	350MHz帯 (デジタル登録局)	351.16875MHz-351.19375MHz (6.25kHz間隔)	1W	移動(1次業務)	全国の陸上及びその上空	×	×	×
		351.2MHz-351.38125MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	×
	400MHz帯 (デジタル免許局)	467MHz-467.4MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
改正後	150MHz帯 (デジタル免許局)	154.44375MHz-154.6125MHz (6.25kHz間隔)	5W	陸上(1次業務)	全国の陸上	×	×	○
	350MHz帯 (デジタル登録局)	351.16875MHz-351.19375MHz (6.25kHz間隔)	1W	移動(1次業務)	全国の陸上及び日本周辺海域 並びにそれらの上空	○	○	○
		351.2MHz-351.38125MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上及び日本周辺海域	○	○	○
	400MHz帯 (デジタル免許局)	467MHz-467.4MHz (6.25kHz間隔)	5W	移動(1次業務)	全国の陸上及び日本周辺海域	○	○	○

下線部が変更された部分です。

日本周辺海域とは、日本国の領海の基線(領海及び接続水域に関する法律(昭和五十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する基線をいう。)から二百海里の線(その線が中間線(同法第一条第二項に規定する中間線をいう。以下この項において同じ。))を超えているときは、その超えている部分については、中間線とする。)の内側の海域をいいます。